

支 払 基 金
令和 3 年 3 月 18 日

特定器材マスターの改定について

今般、令和 3 年 2 月 26 日付け厚生労働省告示第 57 号（ただし書き）及び令和 2 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 61 号「別表 IX 経過措置」に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和 3 年 4 月 1 日であることから 令和 3 年 3 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

記

材料価格の変更（変更区分「5」：14 コード）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和3年4月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	014	733040000	冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー（コンビネーション型）	5	金額	211,000	232,000	令和2年3月5日付け厚生労働省告示第61号「別表IX 経過措置」に基づく改定
02	035	733750000	尿管ステントセット（外瘻用・腎盂留置型・異物付着防止型）	5	金額	32,200	36,500	〃
02	052	721018000	腹膜透析用カテーテル（長期留置型・補強部なし）	5	金額	72,100	81,700	〃
02	062	729120000	大腿骨外側固定用内副子（スライディングラグ）	5	金額	44,900	50,800	〃
02	076	710010942	固定用金属ピン（一般用・リング型）【旧材料・大転子専用締結器】	5	金額	47,200	57,600	〃
02	080	736460000	合成吸収性骨片接合材（骨・軟部組織固定用アンカー）	5	金額	44,300	47,500	〃
02	118	710010891	植込型除細動器用カテーテル電極（皮下植込式）	5	金額	665,000	753,000	〃
02	133	710010020	経皮的脳血管形成術用カテーテル（先端閉鎖型）	5	金額	102,000	116,000	〃
06	002	710010172	歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（J I S適合品）	5	金額	5,204	4,766	令和3年2月26日付け厚生労働省告示第57号（ただし書き）に基づく改定
06	003	710010173	歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（J I S適合品）	5	金額	5,488	5,050	〃
06	004	710010174	歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	5	金額	5,860	5,422	〃
06	005	710010175	歯科用14カラット合金用金ろう（J I S適合品）	5	金額	5,420	4,982	〃
06	006	710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上J I S適合品）	5	金額	2,668	2,450	〃
06	011	710010181	歯科鑄造用銀合金第1種（銀60%以上インジウム5%未満）	5	金額	130	123	〃